表 各県の特定計画の概要

都府県名	策定年月 (最終変更年)	保護管理の目標	個体数管理の目標と数値目標 の決め方	狩猟期間延長(期間)	その他の手法	モニタリング	その他	
茨 城	2007年8月	・イノシシ個体群の安定的 維持 ・被害量を2000年度の水準まで押さえる.	・過去における生息数をいくつか想定し、 年増加率を1.178として各年度の捕獲数を 当てはめて生息数の増減をシミュレーショ ンする。そこで得られた増減傾向が実際 の捕獲数の増減と近いものを採用し、現 在の生息数を推定。これと先の増加率を 用いて捕獲目標数を設定、(茨城一大阪 方式と仮称) 注:設定された目標数は 増加は抑えられるが減少はしない数値と なっている。	15日)	・有害鳥獣捕獲の実施 ・事前講習会等の実施によるわな猟免許の取得推進・くくり罠の径制限解除・特例休猟区制度の活用	・狩猟カレンダー及び有害 鳥獣捕獲日誌による出会 い数, 捕獲数等の把握. ・有害鳥獣捕獲では性, 年齢, 体重等の記録.		
栃木	2008年3月	長期目標 ・八溝・阿武隈個体群は勢力を弱めた上で保全・・両毛個体群と高原・帝釈個体群は生物多様性保全のために排除(近年の侵入であるため、また両毛個体群はイノブタ起源と見なす) 計画目標 ・農業被害の半減・生息域拡大の防止・生息密度の低下・捕獲体制の整備・保護管理対策の検証・評価システムの構築		15日~3月15日) •県西部	・狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域の設定(実質的には、シカ・イノシシを除外した鳥獣保護区の延長)・特例休猟区制度の活用	必要なモニタリング項目	・捕獲に関しては、狩猟者間及び地域住民のトラブル予防、及び耕作地や集落周辺でのわな捕獲による捕獲圧強化を指摘。	
埼 玉	2007年9月	・イノシシ個体群の安定的維持・被害の軽減	・被害面積, 捕獲数, 捕獲効率を勘案しながら生息密度の低減を図る.		・有害鳥獣捕獲の実施 ・箱わな の奨励と農林業者の捕獲参加促 進(研究会等の実施)			
山梨	2007年7月		・奥山に生息するものについては管理捕獲は行わず、加害個体及び里山のイノシシを減らす、・里山のイノシシについては密度を限りなくのに近づける。・2002年~2003年の捕獲数伸び率を2003年度の捕獲数に乗じた数を当面の年捕獲目標とする。	・1ヶ月延長(11月15日~月 15日)	・特例休猟区制度の活用・有害 捕獲では加害個体を選択的に捕 獲するよう努める. ・ツキノワグ マ錯誤捕獲を避ける.		・捕獲におけるトラブルの防止.	
愛 知	2007年7月	・管理ゾーンでは被害の未然 防止、減少・防衛ゾーンで は分布と被害発生地の拡大防 止.		15日), ただし, 狩猟者団体	・特区例休猟区制度の活用・試験日を土日に設定することにより 狩猟免許取得者の増加を図る. ・指導的な狩猟者を対象とした狩 猟指導員講習会.		・イノシシの生息していなかった 渥美半島で2005年以降分布. 持ち込みによると思われる. 特 定計画の対象とせず,第10次 鳥獣保護事業計画で対処.	
大 阪	2007年3月	度の半分以下にする. ・中・	・過去における生息数をいくつか想定し、 年増加率を1.178として各年度の捕獲数を 当てはめて生息数の増減をシミュレーショ ンする. そこで得られた増減傾向が実際 の捕獲数の増減と近いものを採用し、現 在の生息数を推定. これと先の増加率を 用いて捕獲目標数を設定. (茨城一大阪 方式と仮称)	15日)	・農地周辺でのわなによる有害 鳥獣捕獲の強化、・わな免許の 取得推進と捕獲技術の講習.		・資源としての有効利用の検討	
和歌山	2007年2月	・被害を急増に転じた2001年 度の水準まで押さえながら、イ ノシシ個体群の安定的維持を 図る.	・強い捕獲圧を加える必要があるが,目標数は設定しない.	·1ヶ月半延長(11月1日~3 月15日)	・狩猟免許の取得推進			
鳥取	2007年3月	・個体数調整によりイノシシと 人間活動との軋轢の軽減を図る。・安定的水準を維持できるようイノシシの個体数管理を図る。	数を維持し、継続的に強い狩猟圧をかけ	*1ヶ月延長(11月1日~2月 末日)	・くくり 関径の制限解除を検討. ・狩猟免許所持者の確保(養成 講習会, 試験の休日開催等). ・捕獲の推進措置(広域ー斉捕 獲, 捕獲柵等の導入, 捕獲奨励 金)	・捕獲数, 被害状況の把 握.		
島根	2007年3月		・被害, 捕獲数, 捕獲個体の年齢構成, CPUEの推移を見ながら, 狩猟及び個体 数調整による捕獲数を決める.	·1ヶ月延長(11月1日~2月末日)		・出猟カレンダーによる指標の把握、モデル市町村における調整捕獲実態調査.		

岡山	2007年4月	・被害が急増する前の1989年 の被害金額(1億円)以下を目標とする.	・捕獲圧を強化するが、目標生息数あるいは目標捕獲数の設定は行わない。	·半月延長(11月15日~2月末日)	・有害鳥獣捕獲の推進.・狩猟者確保のための普及啓発.	・捕獲状況の把握.		
広 島	2007年3月	シ個体群を維持する. ·2002 年以降毎年10%程度の被害量	10%被害減を目標とし、そのために前計画期間の捕獲数またはそれ以上の捕獲	末日)。マツタケ収穫期を考慮して前への延長は避け	・効果的な有害捕獲の実施. 狩猟免許取得(特にわな)の推 進.・捕獲技術の向上.	・計画的, 継続的な調査の 実施.		
日口	2007年3月	・農作物被害額を管理目標とし、被害額が最高であった 2004年度の半分以下にすることを目標とする。		月15日)	艦による捕獲の実施(一部わな 架設禁止区域をくくりわな架設禁 止区域に変更し、狩猟での捕獲 艦使用を可能にした). わな免 許取得者の増加対策.	捕獲実績調査.		
徳島	2007年3月	・被害の軽減と人とイノシシの長期的共生.	・当面は強い捕獲圧を加え続ける。 1995年度以降の捕獲数の伸び率と達成 可能な捕獲頭数を考慮し、5ヵ年間の捕獲 目標総数を設定。	15日)	・特別捕獲の実施. ・捕獲艦による効果的な捕獲の実施, 捕獲 技術の向上. ・狩猟免許社の確 保(講習会の開催など)	・生態情報の収集.		
香 川	2007年3月		・狩猟圧を高めるが、捕獲目標個体数は 設定しない。	-1ヶ月間延長(11月15日~3 月15日)	・休猟区特例制度の活用. くくり 関使用についての制限解除を検討. ・狩猟免許(特にわな免許)取得の推進.			
愛 媛	2004年3月		・狩猟圧の強化のため、2002年の捕獲頭 数の1.2倍を年間捕獲目標とする.	·1ヶ月間延長(11月15日~3月15日)	・休猟区特例制度の活用. ・箱わなの推奨.	・狩猟実態調査, 有害鳥 獣捕獲実態調査の実施. ・農作物被害の把握及び 被害算定法の整備. ・モ ニタリング情報のデータ ベース化.		
高知	2008年3月		・被害、捕獲数は減少傾向にあるが、さらに捕獲圧を継続する。・茨城一大阪方式による個体数の推定に基づく、漸減が見込まれる捕獲数の設定。		・狩猟における禁止猟法の一部解除(くくり罠の使用). ・捕獲檻の活用. ・狩猟者人口の拡大(公共事業体職員を含む).	・出猟カレンダーの分析.	・被害発生量が顕著に減少したとき、捕獲頭数が急激に減少したときは捕獲数の抑制を図る.	
福岡	2007年3月	・被害額を2004年の半分以下に抑えることを目標とする.	・捕獲の強化を図る(捕獲目標等の記載 話し).	15日)・箱わなによる捕獲 及び箱わな捕獲個体の止め さしについては、さらに前後	・全休猟区について特例休猟区制度を適用.・狩猟における直径12cmを超えるくくり罠の使用を認める.・耕作地周辺での箱わなによる捕獲を、有害鳥獣駆除と認める.	記録日誌,捕獲連絡票による指標調査.		
佐賀	2007年3月	均被害金額の半分以下に押さ	・被害が頭打ちになっているので、これをもたらしたと考えられる第一期計画期間の捕獲圧は維持する.	•1ヶ月延長(11月15日から3	・くくり罠の径の制限解除.・今後指定する休猟区については、	・狩猟期間中の狩猟実態 調査.	・捕獲個体の有効活用. ・許可権限の市町村への委譲.	
長崎	2007年3月		・捕獲圧の増大を図る.(数値目標は記載されていない)	・1ヶ月延長(11月15日~3月 15日)	・狩猟免許者の増加対策(普及・ 啓発,休日に追加試験日設定)・広域捕獲,農耕地周辺での捕 獲推進. ・捕獲技術向上		・構造改革特区制度の活用(免 許所持者の指導・監督下で、免 許を持たないものが捕獲を行え る)	
大 分	2007年3月	・被害金額を8千万円以下に抑える.	・現在以上の捕獲を行う(目標数等の記載はなし)	·1ヶ月半延長(11月1日~3 月15日)	・くくり罠の径の制限解除. ・特例休猟区制度の活用.	・狩猟記録、有害鳥獣捕 獲記録, 出会い率の把 握.		
鹿児島	2007年9月	・被害金額を1億円以下に抑えることを管理目標とする.	・生息数を減少させる(具体的目標の記載話し).	•1ヶ月延長(11月15日~3月 15日)	・くくり罠の径の制限解除. ・市町村による捕獲の推進.		・ニホンイノシシは1つの管理区分とする.・リュウキュウイノシシをもう一つの管理区分とし、島ごとに扱う.・沖永良部島のイノシシは移入されたものであり、(排除のための)年間を通じた捕獲を実施していることから、特定計画からは除外.	